

歳末たすけあい援護金申請のご案内

明るいお正月を迎えられるように歳末たすけあい運動でお寄せいただいた募金を、歳末たすけあい援護金として、生活に経済的な支援を要する世帯に対し配分を行います。援護金の配分を希望される方は、下記内容をご確認のうえ申請してください。

○配分の対象となる世帯

援護金配分の対象となる世帯は、在宅であって10月1日現在、次の(1)(2)(3)の条件いずれも満たしていることが必要です。

- (1) 常陸大宮市内に6ヶ月以上居住する世帯
- (2) 生活困窮の状態にある世帯
- (3) 市民税が非課税世帯で、次に掲げるア～オの条件いずれかに該当する世帯
 - ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者
 - イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯
 - ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯
 - エ. 重度障害者のいる世帯
 - ① 身体障害者手帳1級又は2級
 - ② 療育手帳A又はA
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級
 - オ. ひとり親家庭(子どもは18歳以下)

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所あるいは長期入院(6ヶ月以上)などの理由で在宅でない場合は対象外となります。

○援護金の額と配分の方法

援護金の額は、今年度の歳末たすけあい募金の実績により決定します。

該当世帯には令和元年12月に民生委員が、手渡しでお届けいたします。

○提出書類

「歳末たすけあい援護金配分申請書」

(申請書は市社会福祉協議会本所・各支所にあります。また、9月25日発行の社協だより「新星」にも掲載されています)

○申請受付期間、提出先

受付期間 令和元年10月1日(火)～令和元年10月31日(木)

提出先

お住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・各支所へ直接提出してください。

申し込みについて、ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

問【大宮地域】社会福祉協議会本所 ☎53-1125

【山方地域】山方支所 ☎57-6826 【美和地域】美和支所 ☎58-3311

【緒川地域】緒川支所 ☎56-2857 【御前山地域】御前山支所 ☎55-2733

産後ケア事業について

産後は心もからだも不安定になりがちです。『お産と育児の疲れで体調がすぐれない』『授乳について吸わせ方や抱き方を教えてほしい』『赤ちゃんのお世話について教えてほしい』など、そんなときに安心して子育てができるよう、日帰り型・宿泊型による産後ケア事業をご利用ください。

○利用できる方

市内に住所がある産後おむね3か月未満のお母さんと赤ちゃん

○内 容

- ・お母さんの健康管理や乳房ケアなど
- ・赤ちゃんの発育や授乳の様子、体重や排便のチェックなど
- ・授乳や沐浴方法、育児相談など

※医療行為が必要な場合は利用できません。

○協力医療機関及び負担金

医療機関	利用料金・時間	
	日帰り型(1日あたり)	宿泊型(1泊2日)
山縣産婦人科	2,400円(昼食付き)【9:00～17:00】	6,000円(4食付き)【9:00～翌日17:00】
ひたちなか母と子の病院 加瀬病院	4,000円(昼食付き)【9:00～17:00】	11,000円(4食付き)【9:00～翌日17:00】

※非課税世帯の方は2分の1、生活保護世帯の方は全額公費負担となります。

○利用方法

事前に電話連絡のうえ、親子(母子)健康手帳と印鑑を持参し、下記窓口にお越しください。

問 かがやき 健康推進課 ☎54-7121

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111